

一般社団法人岐阜県西濃建設業協会定款

令和2年4月16日

岐阜県大垣市安井町5丁目43番地

(令和2年4月16日改正)

一般社団法人岐阜県西濃建設業協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人岐阜県西濃建設業協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県大垣市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、建設業を営む者の連絡調整を図るとともに、建設業に関する調査研究指導等建設工事の適正な施工を確保し、もって建設業界の健全な発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建設業に対する理解の増進と建設業の道義抑揚に関する施策
- (2) 建設業に関する技術並びに経営の進歩改善のための調査研究
- (3) 建設業における雇用条件の改善と人材の確保育成
- (4) 建設業における安全確保対策
- (5) 建設業に関係する各官公庁又は団体との連絡交渉
- (6) 建設業に関する知識の啓発、情報の提供、資料の頒布
- (7) 建設業に関する法制及び施策の調査研究並びに建議
- (8) 防災活動に対する体制の確立、調査研究及び訓練
- (9) 建設業に係る共同施設の設置及び運営
- (10) 建設業に係る資材、機械及び図書等の共同購入
- (11) その他の目的を達成するための必要な事業

第3章 会員

(会員の資格及び構成)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 岐阜県大垣市、海津市、関ヶ原町、垂井町、安八町、神戸町、輪之内町及び養老町に営業所を有する建設業者で、この法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 岐阜県大垣市、海津市、関ヶ原町、垂井町、安八町、神戸町、輪之内町及び養老町に営業所を有する建設業者で、この法人の目的に賛同して入会し、当該法人事業に参加協力する者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)における社員とする。

(入会)

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出しなければならない。

2 入会の承認は、理事会が行うものとする。

3 理事長は入会及び入会拒否の決定をしたときは、本人に通知するとともに社員総会に報告しなければならない。

(会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、社員総会において定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は、目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 理事長は、会員を除名したときは、除名した会員に対してその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入を6箇月以上しないとき

(2) 総正会員のすべてが同意したとき

(3) 当該会員が解散したとき

(抛出金品の不返還)

第11条 退会し、除名又は喪失した会員が既に納入した会費、既納の会費その他の抛出金は返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に、臨時社員総会は、必要に応じ随時招集する。

2 社員総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長の中から選出する。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、総会員（社員）の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、会員の半数以上であって、会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(書面表決及び代理人)

第17条 社員総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人を定め表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

(職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の常務を処理する。
- 5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員任期)

第22条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の終了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 理事及び監事については、再任を妨げない。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第25条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

3 理事会を招集しようとするときは、理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した文書により通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第28条 理事会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長の中から選出する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面により同意の意志表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録に記名押印する者は、理事会に出席した理事長及び監事とする。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条第2項の規定により作成した理事会決議の省略の意志表示を記載した書面について同様とする。

第7章 資産及び会計

(資産の管理)

第31条 資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の決議により定める。

(経費の支弁)

第32条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号から第2号までの書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

第8章 委員会

(委員会)

第36条 第4条に掲げる事業を推進するとともに、建設業に関する各種の事項を調査研究し、又は審議するためこの法人に委員会を置くことができる。

2 委員会に関する必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

第9章 事務局

第37条 この法人の事務局を置き、職員の任免は理事長が行う。ただし、重要な使用人の任免は、理事会の承認を要する。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他について必要な事項は、理事長が定める。

第10章 定款の変更、解散及び残余財産

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(余剰金の処分制限)

第40条 この法人は、余剰金の分配をすることはできない。

(余剰金の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する余剰財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 相談役及び参与

(相談役及び参与)

第42条 この法人に相談役及び参与を置くことができる。

2 相談役及び参与は、理事会の承認を得て理事長が委嘱、解任する。

3 相談役は、理事会及び理事会の諸行事に出席し、意見を述べるることができる。

4 参与は、理事長及び副理事長を選出した会員に属する役職員とし、理事会及び理事会の諸行事に同席し、必要に応じ代行することができる。

5 相談役及び参与は議決権を有しない。

6 相談役及び参与は無報酬とする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第13章 雑則

(雑則)

第44条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。